東大和市告示第３７号

市道の区域変更に関する告示

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、東大和市まちづくり部都市基盤課において令和８年１０月５日から令和８年１０月３０日まで(東大和市の休日に関する条例(平成３年条例第３１号)第１条第１項に規定する休日を除く。）の間、一般の縦覧に供する。

令和８年１０月５日

東大和市長　和地　仁美

路線名		起点・終点（区域変更の区間）	幅　員（m）	延　長（m）	増面積（㎡）	その他
市　道第219号線	旧	東大和市狭山4丁目1534番1先～東大和市狭山4丁目1534番1先	4.24	18.05	26.10	－
	新	東大和市狭山4丁目1534番1先～東大和市狭山4丁目1534番1先	4.24～5.87	18.05		－
市　道第1160号線	旧	東大和市狭山4丁目1530番2先～東大和市狭山4丁目1530番7先	4.00	32.95	17.77	－
	新	東大和市狭山4丁目1530番2先～東大和市狭山4丁目1530番7先	4.50	32.30		－